

練馬区障害者企業実習受入奨励金事業

障害者の実習を受け入れて下さる中小企業等の事業主さんに奨励金を支給します。

障害者の求職者が増えています。

雇用を前提とせず、区内の障害者が、就労するために必要な技量等の向上を図る実習を受け入れて下さる事業主さんを求めています。

障害者の実習を検討しても良い

障害者の雇用は不安だ

障害者と一緒に働く体験がしてみたい

社員に障害者雇用を周知したい

という事業主さん、下記まで連絡ください。

奨励金額は、**1日 2,365円**

(30日間まで支給します)

※支給要件等、詳しくは下記までお問い合わせください。

問合せ先：公益財団法人練馬区障害者就労促進協会 (レインワーク)

練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル 5F

電話：03-3948-6501 FAX：03-3557-8176

メールアドレス：rainwork@agate.plala.or.jp

○練馬区障害者企業実習受入奨励金申請の手引き

□ 趣旨・目的

- ・ 障害者の実習を受け入れてくださる事業主さんの負担を奨励金にて軽減します。

□ 奨励金対象企業

- ・ 事業の趣旨を理解し、障害者の実習を受け入れて下さる企業や商店等

□ 実習の対象となる障害者

就職を希望する訓練中の障害者が対象です。

- (1) 区内の福祉作業所および共同作業所に在籍している障害者
- (2) 就労移行支援事業所および就労継続支援事業所に在籍している障害者。
- (3) 就労支援事業を行う団体等に在籍している障害者。

※ 特別支援学校生徒は除く

□ 奨励金の対象となる実習

- ・ 上記対象企業、障害者が就労するために必要な技量等の向上を図るために行う実習。

□ 支給額

日額 2,365 円(一日の実習時間が3時間に満たない場合は、1,182 円)
※支給期間は30日を限度とします。

□ 手続き

1 実習受入登録

下記、練馬区障害者就労促進協会(レインボーワーク)までご連絡ください。
実習の内容について確認させていただきます。

2 奨励金申請受付

実習期間終了後、随時、申請を受付けています。

3 必要な書類

- (1) 企業実習受入奨励金申請書
- (2) 企業実習報告書

以上を、練馬区障害者就労促進協会に提出。

※ 企業実習受入奨励金申請書ならびに企業実習報告書の入手は、
下記、障害者就労促進協会まで、ご連絡下さい。

4 支給決定

申請を受け協会理事長が決定します。

支給決定通知書(不支給通知書)・支給請求書・振り込み依頼書を送付します。

5 支給

請求書・振り込み依頼書の提出を受け、支給対象事業者の預金口座に入金します。

□ お問い合わせ先

公益財団法人練馬区障害者就労促進協会 (レインボーワーク)

練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル 5F

TEL 03-3948-6501 FAX 03-3557-8176